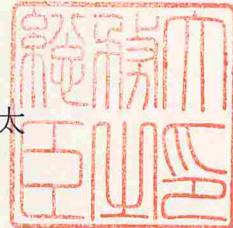


総官秘第34号

令和3年1月19日

山中 理司 様

総務大臣 武田 良太



裁決書謄本の送付について

令和2年2月10日付けをもって貴殿から提起された審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第51条第2項の規定により、裁決書の謄本を送付します。

この裁決の取り消しを求める訴訟は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この裁決があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に提起することができます（なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過した場合には当該訴訟を提起することができなくなります。）。

担当：総務省大臣官房秘書課

電話：03-5253-5111（代表）

裁 決 書

大阪市北区西天満4丁目7番3号

冠山ビル3階

審査請求人 山中 理司

処 分 庁 総務大臣

審査請求人が令和2年2月10日に提起した処分庁による行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づく行政文書開示決定に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

事 案 の 概 要

- 1 処分庁は、審査請求人から令和元年12月23日付で、総務事務次官に対する懲戒処分書及び処分説明書の開示を求める開示請求書を受け付けた。
- 2 処分庁は、令和2年1月27日付け總官秘秘第9号により、被処分者の号俸を不開示とする行政文書の一部を開示する旨の行政文書開示決定（以下「原処分」という。）を行った。
- 3 処分庁は、令和2年2月10日付で、原処分を取り消し、不開示部分とされた被処分者の号俸を開示してほしいとする審査請求書を受け付けた。

審査請求人の主張の要旨

事務次官の号俸が指定職8号俸であることは慣行として公にされており、それ以外の号俸が適用されている事務次官は存在しないと思われる。また、国税庁元長官の処分説明書が同人の号俸を含め、インターネットで公表されており、不開示情報に該当しないといえる。

したがって、原処分を取り消し、不開示部分とされた被処分者の号俸を開示してほしい。

裁決の理由

1 原処分の妥当性

原処分では、審査請求人が開示を求めている「被処分者の号俸」は、被処分者の個人に関する情報であり、法第5条第1号の不開示情報に該当し、同号ただし書ないしハに該当するとは認められないため、不開示とした。

指定職職員の号俸については、「指定職の運用について」(平成26年5月30日内閣総理大臣決定。以下「内閣総理大臣決定」)により、その決定方法が定められており、内閣総理大臣決定第1の1の通知に基づき、決定している。また、内閣総理大臣決定第1の3において、「各庁の長は、(中略) その判断と責任において一時的に別段の運用をすることができる (以下略)」とされており、事務次官の号俸は、8号俸以外に決定される可能性があり得る。

しかしながら、処分庁における実際の運用において、これまで内閣総理大臣決定第1の3に基づく決定を行ったという実績は無い。

また、内閣官房が公表している「一般職国家公務員在職状況統計表内閣官房の統計表(1)常勤職員在職状況統計表」の第5表において、省庁ごとに指定職俸給表が適用される職員の号俸ごとの内訳が掲載されていることから、法第5条第1号イの「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するものといえる。

以上から、処分庁が原処分において不開示とした被処分者の号俸は、法第5条第1号の不開示情報に該当しないと認められる。

したがって、原処分を取り消し、対象となる行政文書の全部を開示する旨の行政文書開示決定を行うことが妥当である。

2 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年1月19日

審査庁 総務大臣 武田良太



この裁決書の謄本は、原本と相違ないことを証明する。

令和3年1月19日

総務大臣 武田良太

